仙台市木材利用促進支援補助金　Q&A

**◆要件に関すること**

[Q1　宮城県が実施している県産材利用補助金と併用はできますか。](#Q1)

[Q2　補助金交付申請件数が募集件数を超えた場合はどうなりますか。](#Q2)

[Q3　建築工事に一部着工している場合は補助対象となりますか。](#Q3)

[Q4　中古住宅や既存住宅のリフォームは補助の対象となりますか。](#Q4)

[Q5　店舗兼住宅等の併用住宅は補助の対象となりますか。](#Q5)

[Q6　車庫や物置等は補助の対象となりますか。](#Q6)

[Q7　集合住宅（アパート，マンション）は補助の対象となりますか。](#Q7)

[Q8　建売住宅は補助対象となりますか。](#Q8)

[Q9　内装等の補助対象経費にはどのようなものが該当しますか。](#Q9)

[Q10　内装等の補助対象経費の金額は税込みですか税抜きですか。](#Q10)

**◆申請書に関すること**

[Q11　現在市外に住んでおり，建築後仙台市へ転入する予定です。現在住んでいる市町村の納税証明が必要ですか。](#Q11)

[Q12　申請書を施工業者や設計会社に作ってもらってもいいでしょうか。](#Q12)

[Q13　当初年度内に完了を予定していましたが年度内に完了できなくなりました。何か手続きは必要ですか。](#Q13)

[Q14　写真を撮り忘れました。申請は取り消さなければいけませんか。](#Q14)

[Q15　写真はどの程度必要ですか。構造材では部材ごとに必要ですか。](#Q15)

[Q16　新築する住宅の名義が，共有名義なのですが補助金の交付申請も連名にした方がいいですか。](#Q16)

[Q17　県産材証明書は原本が必要ですか。](#Q17)

[Q18　木びろい表には羽柄材（胴縁，野縁，まぐさ等）を記載してもよいですか。](#Q18)

[Q19　内装等事業において木材を現場で加工しますが，木びろい表には加工前の寸法を記載してもよいですか。](#Q19)

**◆施工業者に関すること**

[Q20　建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は補助の対象となりますか。](#Q20)

[Q21　工務店や設計会社を紹介してもらえますか。](#Q21)

**◆その他**

[Q22　事業開始（主要構造部材事業の着工）はいつできるでしょうか。](#Q22)

[Q23　補助金は所得税の対象となりますか。](#Q23)

[Q24　補助金はいつ頃振り込まれますか。](#Q24)

[Q25　申請書は郵送又は電子メールで提出してはいけませんか。](#Q25)

**◆要件に関すること**

|  |
| --- |
| Q1　宮城県が実施している県産材利用補助金と併用はできますか。 |

A）宮城県及び本市の要件を満たせば併用可能です。ただし，申請書の書類や様式が一部異なりますのでご確認ください。

|  |
| --- |
| Q2　補助金交付申請件数が募集件数を超えた場合はどうなりますか。 |

A)申請は先着順で受付します。募集件数を超えた後に申請があった場合，申請書等は返却します。

|  |
| --- |
| Q3　建築工事に一部着工している場合は補助対象となりますか。 |

A)主要構造部材の工事に着手していると補助対象外となります。

|  |
| --- |
| Q4　中古住宅や既存住宅のリフォームは補助の対象となりますか。 |

A）補助対象とはなりません。

|  |
| --- |
| Q5　店舗兼住宅等の併用住宅は補助の対象となりますか。 |

A）住宅部分は補助対象となりますが，店舗部分は補助対象とはなりません。木びろい表等では住宅部分のみ記載してください。

|  |
| --- |
| Q6　車庫や物置等は補助の対象となりますか。 |

A）補助対象とはなりません。

|  |
| --- |
| Q7　集合住宅（アパート，マンション）は補助の対象となりますか。 |

A）補助対象とはなりません。

|  |
| --- |
| Q8　建売住宅は補助対象となりますか。 |

A）住宅の建築前又は建設中（ただし，主要構造部材の着手前に限る。）に売買契約を締結する場合に限り補助対象とします。完成した住宅を購入する場合は補助対象外です。

|  |
| --- |
| Q9　内装等の補助対象経費にはどのようなものが該当しますか。 |

A）内装等については，フローリング，羽目板，腰壁，階段（蹴上，踏面等），カウンターや備え付けの家具（本棚，クローゼット，カーテンボックス等）が補助対象となります。テーブル，イス，ソファ等固定されていない家具は補助対象とはなりません。

また，内装等を配備するための木材費や施工費及び内装等を施工するための諸経費は補助対象となりますので契約書の内訳または見積り書にその旨を記載してください。ただし，内装等を施工するための諸経費がその他の諸経費と混合している場合，補助対象とはなりませんのでご注意ください。

|  |
| --- |
| Q10　内装等の補助対象経費の金額は税込みですか税抜きですか。 |

A）税抜きです。

**◆申請書に関すること**

|  |
| --- |
| Q11　現在市外に住んでおり，建築後仙台市へ転入する予定です。現在住んでいる市町村の納税証明が必要ですか。 |

A）市外の納税証明は不要ですが，申請時には様式第１号別紙２「市税納付状況確認同意書」は提出してください。

|  |
| --- |
| Q12　申請書を施工業者や設計会社に作ってもらってもいいでしょうか。 |

A）この補助金は申請者＝建築主に対して行うものですが，木びろい表のように専門的な知識が必要な事項が多く含まれているため，施工業者や設計会社とよく打ち合わせをして作成してください。

|  |
| --- |
| Q13　当初年度内に完了を予定していましたが年度内に完了できなくなりました。何か手続きは必要ですか |

A)やむを得ない理由により事業が年度内に完了しないときは速やかに農林土木課へご連絡ください。

|  |
| --- |
| Q14　写真を撮り忘れました。申請は取り消さなければいけませんか。 |

A）工事が進み見えなくなる部分については確認ができませんので「事業変更届」又は「事業廃止届」を提出してください。

|  |
| --- |
| Q15　写真はどの程度必要ですか。構造材では部材ごとに必要ですか。 |

A）木びろい表に記載されている名称に使われている場所がわかる写真，寸法が分かる写真，認証シール等の写真を撮影してください。

|  |
| --- |
| Q16　新築する住宅の名義が共有名義なのですが，補助金の交付申請も連名にした方がいいですか。 |

A)連名による申請はできません。1名で申請してください。

|  |
| --- |
| Q17　県産材証明書は原本が必要ですか。 |

A)宮城県が実施している県産材利用補助金を同時に申請している場合はコピーで構いません。

|  |
| --- |
| Q18　木びろい表には羽柄材（胴縁，野縁，まぐさ等）を記載してもよいですか。 |

A)羽柄材については補助対象としますので，木びろい表の「その他」欄に記載してください。

|  |
| --- |
| Q19　内装等事業において木材を現場で加工しますが，木びろい表には加工前の寸法を記載してもよいですか。 |

A)内装等事業において現場で加工する木材については，加工前の寸法を記載してください。

**◆施工業者に関すること**

|  |
| --- |
| Q20　建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は補助の対象となりますか。 |

A)軽微な建設工事のみを請け負っているため建設業法の許可を必要とする業者に該当しない場合は，下記に例示します木造住宅を建築することができる技能者であることを証明する書類の写しを添付してください。

建設業法の許可書の他，下記に例示します書類をお持ちでない業者が施工される場合は，仙台市経済局農林土木課へ個別に御相談ください。

なお，建設業法の許可が必要な工事等の資格要件を遵守願います。

・該当書類の写し（下記の中から1点）

「建設職組合員証」「建築士免許証」「大工技能士免許証」「建設職として加入している労災保険・雇用保険関係の証明書」「瑕疵担保保険（任意保険）の加入証」

|  |
| --- |
| Q21　工務店や設計会社を紹介してもらえますか。 |

A）市が特定の業者を紹介することはできません。契約前に工務店や設計会社にこの補助金を使えるかどうか確認してください。

**◆その他**

|  |
| --- |
| Q22　事業開始（主要構造部材事業の着工）はいつできるでしょうか。 |

A)原則として，主要構造部材事業の着工が可能となるのは補助金交付決定後です。やむを得ない理由により補助金交付決定前に着工する場合は交付決定前着手届を提出してください。

|  |
| --- |
| Q23　補助金は所得税の対象となりますか。 |

A)所得税の対象となるかどうかは税務署にてご確認ください。

|  |
| --- |
| Q24　補助金はいつ頃振り込まれますか。 |

A)請求書が提出されてから，補助金を振り込むまでには1ヶ月程度時間を要します。

|  |
| --- |
| Q25　申請書は郵送又は電子メールで提出してはいけませんか。 |

A）郵送は受け付けます。先着順の取り扱いとしては，当課に到着した順となりますが締め切り間近で同日付けの申請が複数あった場合は抽選を行います。その際，郵送いただいた申請書等は返却しません。